

一般乗用旅客自動車運送事業における

乗合旅客運送の運送約款

〔目次〕

第1章	総則〔第1条、第2条〕
第2章	旅客運送
第1節	運送の引受け〔第3条―第6条〕
第2節	乗車券類の発売と効力〔第7条―第13条〕
第3節	運賃及び料金〔第14条―第18条〕
第4節	手回品〔第19条―第20条〕
第3章	責任〔第21条―第25条〕

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業（国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客運送を行う場合に限る。）に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け

（運送の引受け）

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- （1）当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
- （2）当該運送に適する設備がないとき

- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき
- (8) 旅客が第 20 条第 3 項又は第 4 項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
- (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき

（運送の制限等）

第 5 条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券類（乗車券をいう。以下同じ。）の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回品の大きさ若しくは個数の制限をすることがあります。

2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事業所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（乗車券類の所持等）

第 6 条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できません。ただし、乗車後当社の係員（委託する場合にあっては、受託者の係員を含む。以下同じ。）の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払うときは、この限りではありません。

第 2 節 乗車券類の発売と効力

（乗車券類の発売）

第 7 条 当社は、国土交通大臣又は地方運輸局長へ運賃を届け出て、乗車券類を営業所等において発売します。

2 当社は、乗車券類を車内で発売することがあります。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売期間を指定することがあります。

4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示します。

5 第 1 項の場合において、当社が電磁的方法による運送契約の内容の変更方法を定めて

いるときは、第1項の書面の提出に代えて、当社の承諾を当該電磁的方法により求めることができます。この場合において、当該契約責任者は、当該書面の提出による承諾を求めたものとみなします。

（乗車券類の通用期間）

第8条 乗車券類の通用期間は、券面表示のとおりとします。

2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、通用期間を制限しません。

（乗車券類の呈示及び入鉄）

第9条 旅客は、当社の係員が乗車券類の点検のため、乗車券類の呈示を求めたとき又は呈示された乗車券類に入鉄しようとするときは、これを拒むことはできません。

（途中下車の場合）

第10条 普通乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により乗車券面に表示された通用区間内で途中下車したときは、当該通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

2 前項の規定は、座席券について準用します。

（運送継続拒絶の場合）

第11条 普通乗車券を所持する旅客が、第4条各号（第5号を除く。）の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、乗車券面に表示された通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

2 前項の規定は、座席券について準用します。

（乗車券類の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。

（1）通用期間のある乗車券類で通用期間を経過したもの

（2）券面表示事項の不明となった乗車券類又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券類

（3）その他不正の手段により取得した乗車券類

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券類を一時領置することができます。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券類を無効とします。

（1）通用区間のある乗車券類をその通用区間外に使用したとき

（2）記名のある乗車券をその記名人以外の者が使用したとき

（3）その他乗車券類を不正に使用したとき

（乗車券類の引渡し及び回収）

第13条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。

（1）運送が終了したとき

（2）第10条又は第11条の規定により運送が終了したものとみなされたとき

（3）当該乗車券類が無効又は不要となったとき

第3節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第14条 当社が旅客から収受する運賃及び料金は、乗車時において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所等に掲示します。

(小児の無賃運送)

第15条 当社は、旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児及び1歳未満の小児については無賃とします。

(運行中止の場合の取扱い)

第16条 当社は、当社の自動車が運行を中止したときは、その自動車に乗車している旅客に対して、その選択に応じ、次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

- (1) 券面表示額と既に乗車した区間に対応する運賃及び料金との差額の払戻し
- (2) 前号の払戻しを受けることができる証票の発行
- (3) 前途の区間を乗車することができる証票の発行
- (4) その旅客の乗車停留所までの無賃送還

2 当社は、前項第4号の規定により無賃送還された旅客であって、次の各号に該当する者に対しては、当該各号の取扱いをします。

- (1) 普通乗車券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、既に収受した運賃若しくは料金の払戻し又は券面表示の区間を乗車することができる証票の発行
- (2) 乗車券類を所持しない旅客であって運賃又は料金を支払ったことが明らかな者に対しては、その選択に応じ、既に収受した運賃若しくは料金の払戻しを受けることができる証票又は運賃若しくは料金に対応する区間を乗車することができる証票の発行

3 前2項の規定は、当社がその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

4 前3項の規定は、第10条ただし書の規定により途中下車した旅客が、自動車の運行中止のため、その後の乗車をすることができなくなった場合に準用します。

第17条 当社は、当社の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券類を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により、次に規定する取扱いをします。

(1) 運行中止の期間内において有効な未使用の乗車券（次号の乗車券を除く。）を所持する旅客に対しては、既に収受した運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の通用期間の延長

(運賃の払戻し場所等)

第18条 当社は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の引換え、取換え、書換え若しくは再発行を次に掲げる場所において行います。ただし、関係の営業所等に掲示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。

(1) 車内及び営業所等

第4節 手回品

(無料手回品)

第19条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品

(旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。以下同じ。)を無料で車内に持ち込むことができます。

- (1) 総重量 10キログラム
- (2) 総容積 0.027 立方メートル (0.3 メートル立方)
- (3) 長さ 1メートル

(手回品の持込み制限)

第20条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

2 当社は、旅客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

第4章 責任

(旅客に関する責任)

第21条 当社は、当社の自動車(委託する場合にあっては、委託を受けた者の自動車を含む。)の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りします。

第22条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(手回品等に関する責任)

第23条 当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

(異常気象時等における措置に関する責任)

第 24 条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第 25 条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

以上